

京都府学連

# 斗いの第一集

—四・五月斗争資料中心に—

- I. 核実験反対斗争
- II. 憲法斗争
- III. 大学管理制度改悪反対斗争
- IV. 参議院選挙について

1962年6月30日

京都府学連編集委員会 発行

## 全国の学友諸君

革共同全国委員会マル学同が、極めて官僚的、スターリニズム的手段をもつて全学連を占拠して以来二年を経過しようとしている。その間、彼等の理論の観念性と実践の方針の支離破滅の性格をあらわす時点でバクロしてきた。学友諸君、憲法をめぐる情勢は、斗う部隊による全学連の再建を急がしめている。

安保斗争の敗北、それに伴うブントの崩壊以降の情勢はいかなる特徴を持つていてか。国際情勢に於けるEUの政治的、経済的進出、ベルリン問題（NATO核武装）をめぐつての米ソ核実験の再開、世界帝国主義の新たな景気循環局面、ソ連圏の対立、そして核実験反対の国際的斗争、反帝国主義斗争、景気循環の新局面に対する世界プロレタリアートの質上げ斗争、これらは極めて圧縮された現代世界に於ける現実である。そして安保斗争以降我々がひしと感ずるところの大きな変化は、これら的情勢（国際的な）に、日本の政治経済情勢が極めて密着し、日本の国家権力とブルジョアジーに対する斗争が、根底から国際的な斗争との関連で共通性をもつことである。政暴法斗争、公安条例斗争という我々の安保斗争後斗つた政治斗争や、或は国際的な原水爆実験反対斗争は、参議院選挙をめぐり、憲法斗争に集約されようとしている。そしてこの政治的大斗争はその斗争の底辺に新たな段階（自由化）に於ける盾環局面（国際収支の悪化に伴う引締めの過程）が生

活に及ぼす経済的影響、例えば消費構造の変化や物価上昇に対するプロレタリアートの動向をその筋として持つていて。憲法斗争は、一方では改憲の持つ影響の広がりにおいて、他方では弱いながらも、戦後の日本の政治斗争における一種の伝統（民主主義的な）により、更にそれをとりまくところの経済的諸条件に於いて、一つの戦後政治斗争の決戦的な意義をもつていて。しかも第九条を中心的な内容とする改憲は、それ以降の政治体制として、大規模な国内反動化をテコとした国際的反動化、帝国主義国家政策を必然化するという点において、国際情勢にも複雑な要因をつけ加えざるを得ないであろう。このような大斗争が、参議院選挙をめぐる池田内閣の低姿勢の内部で準備されつゝあるとき、その広がりを組織し、その斗争を通じプロレタリアートを根底からの現存国家の変革を導びくような角度から組織し導びこうとする努力は果して充分だろうか。

我々はその場合、依然として語られつつ解決されていない問題、即ち大衆エネルギーへの信頼とそれに対する政策的組織的指導の弱さをまず春斗においてみとめないわけにはいかない。そして春斗の早期妥結のうえに、一方では参議院選挙をめぐる既成左翼内のハゲモニー争いの労組へのもち込みと、他方ではまさに池田内閣の低姿勢にタイアップした所の日本の構造改革、即ち消極的な反対斗争ではなかなか積極的な要求斗争といつた「常識論」的な路線をめぐる次期総評議長をめぐる民間の内部抗争が展開されようとしている。そこには、あらゆる契機をとらえ、それを政策的に、組織的に運動として国家権力との斗争に結合させて行こうとする。またそのような斗争の現状に於ける有効性と必要性を理解しようとする努力すらみられない。例えば原水爆実験反対斗争はどうか・世界革命の挫折が

もたらした今日の資本主義世界の運命の結果である巨大な生産力と大量殺りやく兵器の危険性は、世界的な階級的共倒れ、人類的な危機にある。超階級的な人類の理性に訴えんとする（即ち超政治的な次元）ヒューマニストの運動や、日本の政府の如き形式的な被爆国としての抗議の中、逆に、この斗争を世界的な帝国主義打倒の斗争の根源を絶滅する斗争へ発展する契機はどこにあるのか。それは誰の手によつて指導されるのか。殆んどの既成左翼が一方ではその直接的当事者になるか（ソ連の如き）或いはどちらかの側につく以外の方針をもたない・或は意見しか発表をなしえない（日本社会党）、唯、われわれのみが、この斗争を政治理論的な戦術によつて導びくことにより反帝国主義政府斗争、反官僚的、大団主義的外交政策反対斗争に発展させることをまなび、極めて鋭い国家権力との対決に運なることを理解している。

### 全国の学友諸君

憲法をめぐる情勢、大学管理制度改悪の動き我々の理論的組織的整備の完了、マル学同の無思想、無理論、無指導の明確な事実、全て全学連再建の条件はそろつた。斗う全学連再建の為エネルギーを結集せよ。この小冊子は京都府学連の四、五月斗争の時各大学で、またれた厖大なビラのうち若干を編集したものである。（それ故文書のつながりがない）五、一四広島公聴会阻止に府学連から五〇名を派遣すると同時に京都で一〇〇〇名の学友の結集のもとに公聴会紛糾斗争が広島と京都で有機的に斗われ憲法斗争の火ぶたを切つた。五、三〇、六、一五、六、二一は安保以

後最大の昂揚を示し、三回連続とも二五〇〇名以上の学友の結集のもとに憲法改悪阻止、大学管理制度改悪反対、池田内閣打倒の斗争が、激突に展開された。  
学友諸君、憲法改悪阻止のため、大学管理制度改悪紛糾のため、池田内閣打倒のために、直ちに準備を開始しよう。

この小冊子を斗う学友諸君と

しかばねと化したマル学同にささげる

一九六一年六月一六日

編集委員会

この小冊子を斗う学友諸君と  
しかばねと化したマル学同にささげる  
が、激突に展開された。

発表をなしえない（日本社会党）、唯、われわれのみが、この斗争を政治理論的な戦術によつて導びくことにより反帝国主義政府斗争、反官僚的、大団主義的外交政策反対斗争に発展させることをまなび、極めて鋭い国家権力との対決に運なることを理解している。

## 目次

### 次

- 一、核実験反対斗争 ..... 四
- ・学生運動と平和運動
- ・米ソ核実験反対
- ・核実験に對して如何に斗うべきか
- ・「完全軍縮案」その小フル性！
- ・大規模な討論集会を組織し平和運動の理論を確立せよ！
- 二、憲法斗争 ..... 十一
- ・当面する政治過程と憲法改定
- ・憲法斗争と議会主義
- ・憲法斗争は如何に對処すべきか
- ・五・三〇を憲法改悪阻止の大衆的高揚の口火とせよ！
- ・始まつた憲法斗争の展開は？
- ・変革のエネルギーに依拠せよ！
- ・三〇を圧倒的に成功させよう！
- 三、参議院選挙 ..... 三三
- ・参議院選挙について我々の原則
- ・選挙斗争とわれわれの主張
- 四、参議院選挙について ..... 三三
- ・教育の権力分配をめざす大学管理制度改悪紛糾
- 五、一五斗争の圧倒的成功は何を物語るか ..... 三〇
- ・京都市民の皆さんへ  
　・京都府学連からの訴へ
- 六、改憲斗争を争う中で「新しい国家」のイメージをさぐろう
- 七、大学管理制度改悪反対 ..... 三〇
- ・大学管理制度改悪反対に起て、六・一五を斗う
- ・「学問の自由、学園の自治」を犯す者は誰れか
- ・教育に対する権力支配を許すな！九月冒頭を
- 八、一四斗争をステップとしてゼネストで

## 一、核実験反対斗争

### 学生運動と平和運動

五十七年のモスクワ宣言が、共産主義者の第一主義的任務は、平和擁護斗争であると規定して以来、平和運動は、一躍脚光を浴び、各種、平和団体と運動が存在した。そのいずれの平和団体も、ソ連の一転した。武力共存策→原水爆実験の前に、激しい混亂におそわれた。このことは、情勢の厳しい展開が、平和運動の再検討を要しているを示している。全学連は、かつてモスクワ宣言の規定を、もつとも忠実に実践した団体であつた。（五十六年→五十七年にいたる厖大な原水禁運動）だが、その敵に對して、打撃を与える、情勢の転換をもたらすものでないことが、判明するや、活動家の活動状態の消耗と離反、また

即ち、単なる一般的抽象的スローガン（巾広）をかゝげたカンパニヤから、個々の戦争政策を準備し、または遂行する帝国主義者に対し、真正面からの対決をいどむ方向（反帝）であつた。原水禁大会での安保をめぐる論争、エニウエトクが動評かの論争は、その問題の最も象徴的な出来事であつた。学生運動のこの反帝斗争へ対して、全戦線へうち広められねばならない。帝國主義の危機が、世界政治の局面で、帝國主義の危機が進んで發展させ、全戦線へうち広められねばならない。

だから、我々の、平和を守る斗には、何よりもこの帝國主義者が進める戦争政策との烈な対決を通じ、それを粉碎する斗いとして進められねばならない。かかる具体的な対決の軍拡をもたらさざるをえないといふ帝國主義の法則の貫徹がもたらしたものである。

において、帝國主義者を紛糾することによつてはじめて、大衆の平和のためのエネルギーは有効に發揮されるだろう。

「原水爆禁止」とか、軍備全廃となるストーランによる運動では、この帝國主義諸政策との真正面からの対決にならないばかりか第一に、一方における情勢の展開がもたらす大衆の意識から云つて、大衆を結集することから云つても失敗するであろう。その様な運動は、たかだか、啓蒙の役割しか果しえないのである。平和運動の中心的な方向、中心的なエネルギーの結合点はそこにはない。

もしもかかる運動の立体的な展開を考慮に入れず、一切を巾広い原水禁の運動で置き、一方における表面的な盛り上りと他方にあける帝國主義諸政策の着々たる遂行を許すことにならう、原水協でもつて、今までの路線の再建討をぬきにして、巾広から一転、ソ連政策支持の運動にきりかかるなど、といふのは言語道断である。

また、「巾広」でなく、「反帝」といながら、その力の根源を、ソ連の外交政策、武力に求めるやり方も、世界のプロ

その故の大衆の結集度の落下がもたらされた。ここで、学生運動の転換がはじまるのである。

（巾広）をかゝげたカンパニヤから、個々の戦争政策を準備し、または遂行する帝國主義者に対し、真正面からの対決をいどむ方向（反帝）であつた。原水禁大会での安保をめぐる論争、エニウエトクが動評かの論争は、その問題の最も象徴的な出来事であつた。学生運動のこの反帝斗争へ対して、全戦線へうち広められねばならない。帝國主義の危機が、世界政治の局面で、帝國主義の危機が進んで發展させ、全戦線へうち広められねばならない。

だから、我々の、平和を守る斗には、何よりもこの帝國主義者が進める戦争政策との烈な対決を通じ、それを粉碎する斗いとして進められねばならない。かかる具体的な対決の軍拡をもたらさざるをえないといふ帝國主義の法則の貫徹がもたらしたものである。

だから、我々の、平和を守る斗には、何よりもこの帝國主義者が進める戦争政策との烈な対決を通じ、それを粉碎する斗いとして進められねばならない。かかる具体的な対決の軍拡をもたらさざるをえないといふ帝國主義の法則の貫徹がもたらしたものである。

（烽火1961年10月6日）

浅田論文より引用

### 米ソ核実験反対

平和共存と全面軍縮というスローガンが現

代の様な世界的構造の中であたかも可能の如きであった。この路線をこそ徹底的に全く絶叫していた一部諸君（民青）の努力にも、この反帝平和の路線に則つて、東南アジアの危機に對処しようとする日本独占資本の帝国主義政策との対決をおしそくめていかねばならない。それは主張の項で展開した如く、自衛隊の増強、基地の拡充から憲法改悪にいたる路線と真正面から対決を要請されるであろうし、現実に起らんとしている。しかも、現在では、その各分野に於いてアメリカの核実験再開といふ事態を生ぜしめた。帝國主義の危機が、世界政治の局面で、「戦争と平和」という形態で表現される。この世界政治の焦点として戦争の危機は、具体的に、帝國主義諸国との戦争政策としてつくられる準備として戦争政策が進められるのである。ベルリンに於いて表現されるのである。ベルリンに

いて具現された危機でさえも、その実質は社会主義内部の矛盾が巧みに利用されてい  
るが、アメリカと西独帝国主義の自己矛盾  
の発展の結果として生みだされたのである  
ドル危機の解消の政策すらが再び強度の軍  
拡をもたらさざるをえないという帝国主義  
の法則の貫徹がもたらしたものである。そ  
れ故に、我々の平和を守る斗いは、何より  
この帝国主義者が進める戦争政策との苛  
烈な対決を通じ、それを粉碎する斗いと進  
めなければならぬのである。かゝる意味  
からアメリカの核実験再開に対し我々は斗  
いを組織した。日本国民中三〇〇〇万人を  
組織したといわれる原水協が、はじめに実  
験を再開したものが平和の敵であると  
誇らしげに声明した直後に「平和のトリデ  
ソ連によつてはじめられた原爆実験は日本  
の平和運動を、まさに「危機」の時に於い  
て混乱に陥し入れた。しかも、その混乱の  
原因はソ連の実験再開にあるといふよりも  
しながら、我々の主張する安保斗争を原水  
禁運動の中に入れよといふストローガンを拒  
否した日本共産党が、情勢分析、小ブル的

（一九六二年四月一日，同志社大学）

学友会通達　より

しに、我々は一貫として把握し、帝國主義の打倒と社会主義の実現との闘争で止揚する観点で運動をすゝめてきた。

核実験に対して如何

を急ぎながら、同時に東独に対する経済競争の勝利を足場に、東独への圧力を行使しながら全体としては、各帝国主義諸国につた。そして更にそれに拍車をかける形で、の統一的大反共軍事体制の確立という形で現象している。

リヒト政権の経済政策の破たんがベルリン危機を作りだした。お粗末なソ連官僚はかかる諸国（英・米・仏・ソ）の核実験どころかわてふためき今までの「平和外交」に左翼とよばれる諸潮流はいかなる態度を一変して「武力による外交政策」で「平」とついているだろうか・  
和共存・を実現すべく、核実験を大規模に 日本共産党 民青諸君は、ソ連の力一軍

直統的に行つた（何んといふ階級的観点のなさ。）それに乘じて、アメリカはEUROの驚異的発展に支えられたヨーロッパ諸国が、アメリカの帝国主義間に於る政治的ハゲモニーを脅かさんとしている不利な状態を克服するため、核実験再開を声明した。即ちこのことは、次のことを意味している。EUROの経済成長を背景としたEURO諸国の政治的発言の強化はアメリカに反撥する。事力によつて平和を守る、というソ連官僚の態度をやむをえなかつたことだとし、労働者階級、人民の斗いのエネルギーに絶望して帝国主義、ブルジョアジーに妥協をしてしまう。これが所謂完全軍縮といふこと程、およそナンセンスな、屈辱的態度はないのではないか。

我々社学同の原則的態度、それは、ソ連実験を大国主義的政策として拒絶し、前したような米国核実験の帝国主義的性質徹底的にバクロし、反戦斗争を反帝斗争高めることである。

引用所  
理論戰線（社會主義學生同盟京大支部）  
機関誌No.五一、一九六二年四月二日発

層の巨大な反共軍事同盟を自らのハグモニートで作り上げようとしている。アメリカ声明につづく点、仮核実験再開声明は一方で全てその限りでは正しい。更に彼等はついでに「彼ら（中立主義者やアメリカの道主義の軍に参加する人）ノンスター

www.7...

-6-

全く考えられないからである。

### 「完全軍縮案」

#### 一その小ブル性

去る二十六日午前〇時十五分、アメリカはクリスマス島において核実験を再開した。かかる核実験の本質を言及することは次の機会に譲り、これを契機に日本共産党・民青諸君から、再度提起されるであろう「完全軍縮」の問題について小論を展開しよう。

この「完全軍縮」の問題の背景は、間違いない彼らの「一国社会主義論」「平和共生論」からでもものであり、ソ連の共産主義社会(?)建設のために(プロレタリア革命を志向するのではなく)各國の労働者の立場を無視した、大國(?)ソ連の資本主義との協定でしかない。これは善意に解釈しても彼らの資本主義自体に対する認識不足であるか否かもはなはだしいといわざるをえない。

資本主義社会における軍隊の役割、即ち再生產過程における軍需の意義、市場問題における軍隊の意義の理解の上に立つならば米国をはじめ資本主義国家が、軍備全廃を目指すかゝる軍縮協定に同意することはとするのか。

社学同京大機関誌16五二  
理論載線(一九六二年四月二十日)

より引用

として拒否する。」と、共に「ロシア共産

和運動の勢力の中から急速度の後退を余儀なくされている。

党(ボ)綱領」

以上のようなレーニンの軍備撤廃、軍縮に關する論文に対し、分厚い「完全軍縮案」を小わきにかかえこんで華々しく宣伝を行つてゐる、自称「社会主義者」日本共産党(?)民青それに構造改革諸派の諸君は、いかなる反駁の余地を見つけ、いかに反駁せんとするのか。

反映したものとして、又國際的な共産主義軍備の持つ理論の弱さを明確に反映したものとして促えられなければならない。日本の学生運動はこうした國際的な状況の一切

を集約した形で存在すると同時に、「平和共存」理論に対する批判の出発点を昨年九月にではなく、一九五八年の全學連十一回大会・十二回大会の時点に持つてゐるとい

大規模な討論集会を組織し  
平和運動の理論を確立せよ

核兵器の未曾有の発達は「両階級の共作れ」の可能性を含みつゝ全世界のあらゆる潮流に対してそれなりの対応のしかたを要求している。一九五六年のソ連共産党第一〇回大会以来国際的な平和運動にはもちあつた「平和共存」理論は、昨年九月のソ連の核実験を契機として実践的にはもちろん理論的にも破壊され、国际的な平

大戦に至る過程で、ロンドン会議、ワシントン会議などいくつかの軍縮会議が開かれ、軍縮協定が締結されたが、資本主義の内

矛盾が激化する過程で自らの手によつて打ちやぶり、自らの足によつて踏みにじり第

二次世界大戦に突入していつたことはこれまた歴史の証明している。

資本主義において永続的な協定が協定

はありえない。それ以上に資本家と労働者との間には瞬時に「協定」は成立しないのである。これに対し日本共産党(?)民青

の諸君は次の如く我々にかみついてくるで

ます歴史の証明している。

資本主義間において永続的な協定が協定

はありえない。それ以上に資本家と労働者との間には瞬時に「協定」は成立しないのである。これに対し日本共産党(?)民青

の諸君は次の如く我々にかみついて

今回のソ連の核実験を「平和共存」理論の必然の帰結としてとらえ得た時、はじめて、彼らは民族共産主義の立場を脱脚できるであらう。

我々はヨーロッパ共同市場という形で資本主義の延命を許し、核戦争による「両階級の共仆れ」の可能性を招來した（我々を含めての）国際共産主義運動の全人類に対する責任を明らかにするとともに運動の全過程を客觀化し、総括する中から、我々の今日の状況に対する理論を早急に確立しなければならない。

我々は四月二六日一〇〇〇名をこえる学友を結集して巨大な核実験反対斗争を組織することに成功した。今後の我々の課題は、「平和運動から反帝斗争へ」という学生運動の生みだしたすぐれた結論を現在の状況の中で理論とする過程を通じて、核実験問題を契機にして組織された巨大な大衆運動を「憲法改悪」「日韓会談」等の国内・外への日本帝国主義政策に対決する具体的な反帝斗争へと転化せしめなければならない。

京都府学連書記局通達

（一九六二年四月一七日）より引用

## 二、憲法斗争

帝国主義的憲法制定の陰謀を粉砕せよ！

（引用は「烽火」より）  
「西欧資本主義は、マーシャル援助を足がかりとして復活し、各国で再び一九五四一年の西欧資本主義の本格的昇場局面を中心にはなった独占が復活発展した。（この局面とは厖大な合理化、近代化課程として展開された。）」

「一方で、経済領域のかべにぶつかつた決をせまられているのはアメリカである。独占はその個別資本的克服手段である資本のからみあいをひきおこし、域内關稅の撤廃、貿易規制の自由化等々が広域市場の実現基盤を形成した。かくしてEEC成立による資本の国際的からまり合いがこれら六ヶ国の工業生産力を更に平準化させた。」

「こうして経済領域の陥さを克服するなら商品の生産コスト引下げが可能になり、世界市場におけるドルボンドをおしのけて、世界市場におけるドルボンドをおしのけて、「さうに、苦しいのはイギリスである。」

（引用は「烽火」より）  
「EECの発展に対して根底において対輸出を拡大させることが出来、関税引下げによつてそこなわれる利潤を償つて余りある利潤をうることができるのはずであった。「帝国主義的新段階とは、このEEC発展によつてもたらされる新たな競争の段階である。」

安保改定はそうした日本資本主義の高度の発展の、国際的政治課程における帝国主義的な総括であつた。「投資が投資を呼ぶ」程が展開され、世界的規模に達する巨大企業が形成された。この過程は、岩戸景気、高度成長によつて実現される。

を蓄積した日本資本主義はその内的矛盾の展開として他の帝国主義と同様の問題にぶつかった。すなわち「帝国主義と市場」という問題である。高度成長が国際收支の悪化によつて行きづまりをみせたことは新たな輸出市場の形成を確保しないかぎり、設備と生産の過剰を処理出来ないといふことを意味していたのである。そして日本資本主義は、当然にも同様な問題を保持する世界帝国主義の競争形態である自由化といふ形態にわが身を委さねばならなくなつた。

かくして、一流の帝国主義としての力量を蓄積した日本資本主義はその内的矛盾の展開として他の帝国主義と同様の問題にぶつかった。すなわち「帝国主義と市場」という問題である。高度成長が国際收支の悪化によつて行きづまりをみせたことは新たな輸出市場の形成を確保しないかぎり、設備と生産の過剰を処理出来ないといふことを意味していたのである。そして日本資本主義は、当然にも同様な問題を保持する世界帝国主義の競争形態である自由化といふ形態にわが身を委さねばならなくなつた。

日本資本主義は一大危機を招来する。

社会の諸階級の争糾問題に、これで何が何だかわからぬ。する係りあいこそが、諸階級の相互關係を表現しているものならば、憲法こそは、まさしく、決定された時点における、階級の

日本資本主義とその運動に規定され諸階層の力関係を紙切れで固定しようとするのは、出来ない相談であつた。

この課程の資本家的解決の道は、伝統的な職能型低賃金の保持とソシヤルダンピングを中心とした国家独占機構の操作と弱小産業企業の「整理」断行による産業構造の再編・東南アジアにおける独裁的市場権の確保によつてのみ可能となる。

關係を内容として保持しているのである。第二次大戦による、日本帝国主義の敗北は、一つの革命的危機をもたらした。支配者階級の権力機構の崩壊と、労働者階級の反撃の高揚の中で、ブルジョアジー自身は社会的再建の方策を発見出来得なかつた。その時、アメリカ占領軍のイニシアのもと

蓄積の様相は、當時の意味での「新憲法」の存在を拒否した。憲法が制定された一年後、早くも、政治反動は開始された。

と合理化の為、中小企業の倒産は申すに及ばず独占間競争を激化される意味で危機の規模は戦後を回するものである。

で形成された日本国憲法は、この混乱した階級関係を再集約する力をもつた。もつとも厳格に、ブルジョア民主主義的に規定宣言された。日本国憲法にしてかゝが、あの

公企業体労働者のスト権はく奪をもつてお  
そいかゝってきた。

憲法とは、階級斗争の一端の慎静化の上にたつて、支配者階級内の各分派が、現実の力関係の確認の上にたつて、その形態を法制化したものである。

近代憲法が、社会経済的内容を欠いているのは、自由な商品売買を前提とする資本主義社会の確認の上にたつていることであり、そこからの諸階級の権力参加の形態を定めたものである。

労働者の商場をそらせることが出来たのである。  
（甲）その意味で、日本国憲法は、決つして、「先取り」されたものではなく、まさに、あの当時の力関係を確認し、日本資本主義再建の礎を固めるものであつた。  
（乙）二・一スト等々の戦後労働に、天皇行幸と憲法発布が京大に効果のあつたこと。

実の支配機構をなしているのである。しかも、憲法制定当時、大きわきで宣伝された内容と似ても似つかぬ現代の支配機構の総体的表現も又、いやそれのみが日本国憲法をなしたのである。

ブルジョア憲法が、一般にそうであるようく日本憲法も「偉大な矛盾」を含んでいる。平等な政治参加を許容している限り支配者階級と、被害者階級に、全く相反する

必要から、諸法規を定め、裁判所は合憲の判断と判断し、その決定は、裁判権の独立をもたらすための憲法によって逆に保障されるのである。だから現実の支配機構とは別に、憲法の「理解」なるものが宙にういて存在し、それを「完全実施」させようとするのは、イントリの空念仏にしかすぎない。

等々による行政権の質的な強化。この二つは、分散的状況にある、大衆の意識を、それ故に、権力としての集中性を分そなえていない現状に対し、軍隊という形で、また行政府という形で、統一点を形成しようとするものである。即ち、国家の意志（美はブルジョアの階級利益）を、個性を強固にもつた具体物として、表現することにより、強固な国家的意識を形成しようとするものである。

純粹のブルジョア共和制が、「自分自身を生きるに任せる」を理想とする

諸政策とは異つた意味をもつてゐる。即ち全社会の階級にとつて、その権力への係りあいを改变する限り、政治斗争としては最高の広がりと深まりを予想させるものである。

ブルジョアジーにとつて、それは、危機脱出のための、第一の突破口たることを意味し、安保の時に、さけばれた「戦後十五年は労働者の時代であつた。以後十五年は経営者の時代である」ということを、具体化しようとするものである。

そのため、周到な用意を要求される。

危機の進行は、全資本家階級の暴力（外進出）と反動（労働者抑圧）への強烈な衝動と、プチブルの生活不安・社会不安からくる動搖、その反労働者性の増大、労者階級の、反合理化斗争の激化、生活不安…………といつた、全階級・全社会的な状打破へのエネルギーを醸成する。改憲・独占資本による、その再集約なのであり、諸階級を独占資本のもとに完全に掌握する

(マルクス)ならば、「国家の生き方」「個人の生き方」に強制しようとする統治形態がつくり上げられるのである。

かかる統治形態が、前記の二つの実体内容をそなえて完成されることにより、完全な帝国主義的政策が可能となるのであから憲法改悪は、果たした新たな国家即ち帝国主義国家の完成した姿を実現しようするものである。

周到な用意とは、ブルジョア政黨の強化であり、その政黨の基盤となつてゐる階層即ち、農民、都市小工業、官僚層における現状打開への気迫の形成と、独占資本によるその組織化である。

彼等はしたがつて、憲法を具体化する課程で、次々と個別的な反動攻勢を展開する官僚機構の整備、日韓会談、新政暴法、大學管轄制、スト規制法……。かくして

## 第九条改正による軍隊と海外出兵の公 粗国防衛義務の明確化。

憲法改正は、かかる、國家の統治形態。

的傾向と、祖国ヨーロッパ主義に強化させ、自らの改憲の中に、古き良き日本をにおわせ

ることにより、自らの最も忠実な政治的下僕として利用しようとするのである。

「新憲法感覚」が、もつとも「定着」しているといわれる都市小市民層に於ては、この危機の客観的反映として、必死で「新憲法」の憲約理念にしがみつく。そして、社会の巨大な動きが、「新憲法」の危機をもたらしていくことに対し、もつとも敏感な反応を示し、その限りで、改憲反対斗争の初期に於ては、最も急進的な行動を示す。既て、全労連が斗ひをはじめ、社会貢

が 1-3 論を強固におし出し。「世界」や「思想」が正面からこれをとりあげているのは、その塊である。戦後の政治課程を形成する反核兵器、反ファシズムの意識から、反戦→第九条ヨーゴという思考はとにかくとして、いまねずよい現状満足からの護憲論（「世界」の「進歩紙」共通の思考急速な分解をとげるであろう。その意味では、実際の改憲課程は、民社ですら、賛成にまわる可能性を保持しよう。

ブルジョアジーの資本主義の危機への対応策が、低賃金構造へのシガミツキと東南アジアの安定市場確立以外にあたえないならば、それは、労働者階級への徹底的な攻撃を意

そうしたプロレタリアートの支配（新しい国家）は実は、この斗争の中での結合関係を普遍化したものでなければならぬからだ。

かで、田井は、憲法制定の時、三二一  
ーゼのやき直し版を人民憲法として提起したが、当然にも、それは、日本プロレタリアートと人民の歴史的経済を経たものでなく、それ故、包括性を持つことが出来ず、斗争とは無縁の代物となつてしまつた。  
現在、日本プロレタリアートの成熟は、包括性をもつた憲法を提起するに至つてはないのである。諸政民改良での斗争の敗北こそが、それをもたらしているのである。  
社会主義——それだけでは一つの抽象であり、プロレタリアートの支配も、その用語だけでは抽象の域を脱しえない。

革命憲法とは、プロレタリアートの支配として抽象される具体的な階級相互関係として生み生される諸階級の相互関係と、効力者階級の権力接近の具体的歴史経済が、

味する。質金ストップに対する反抗、自由化による合理化、首切りへの反抗、そして

それに対する独占資本の野蛮な弾圧、中小市民の反労働者性の増大、産業別ヒエラルヒーの未確立から来る争議の局地的暴動化、こうした情況のもとに於て本格化する憲法改悪は、労働者階級にとつて、抑圧の一層の強化、戦争へのカリタテという、資本家階級への全面的屈服の強要としてうけとめられる。

テリゲンツイアの目にうつるような、埋金から出発ではなくて、「現実」からの出発になるのである。なおかつ、こうした労働者階級の、抑圧の増大は、変革のエネルギーを強固にひめさせるのである。

出発点は依然として、安保守的な、組合主義軸とした体制内的抵抗の様相をおびた政治斗争になるとしても、こうした労働階級の「現実」の意識は、斗いの深化と共にその指導と、又その組織形態と異つたものを要求し出し、本格的な政治斗争への展開を切り開くであろう。その意味で、「譲歩論」や「憲法完全実施論」はその展望を確立するものとして、極めて反動的である。

# 憲法斗争の革命的方 向 を追求せよ

## 帝國主義的憲法の陰謀

一 あらかじめ憲法を改正するといふ見解に立つて行なうのではなく、現行憲法が現在の基本の一見中立的な装をこらして各地で開かれている「憲法公聴会」なるものこそは、支配階級の慎重な憲法改悪の軌道を敷くための先陣なのである。

日本で少し外れての日本の暴力を抵抗が想されるが故に、慎重にまず「改惡ムード」をかもし出すことが支配階級にとつて必要なのだ。

かかるブルジョアの改惡ムード醸成に対しして日本をアジアの反革命の拠点としようとする謀に対し、我々労働者学生は、

全面的に対決しなければならぬ。

研」連中のブルジョア「憲法ヨーログ」「憲法の完全実施」などといふブルジョア政治体制の公認のもとに敵の土俵でスモウをとるのでなく、ブルジョアジーの政治攻撃ギテ討する企圖的な反撃として「帝國主義

「成行」一文は、筆者二三の文章に見られるが、これは「三日月が反對として一帯日本を統治する」という意味である。



立法強化などの政策も強調したり、弁明したりのあいまいな政策となつてゐる。

△うかびでる「憲法斗争」のイメージ

さて再確認するならば、現行憲法に対し戦後歴史的時点における様々の階級的力関係のなかでの反動化の基本的過程といつた側面での評価を一応ぬきにして、日本の支配階級と現行憲法という観点からのみ、即ち構造的にみるならば、確に彼らの要求からして、内部的な操作によるこれ以上の内的な帝国主義的政策の推進は飽和点に達しているといえよう。そして条文そのものの改悪が日本の支配階級にとってまさに必然的な要求となつていて、そこそこ「憲法斗争」のイメージが我々の間で問題にされてはじめているところの根柢がある。だが、実際には先にみたような反動グループそのものの内部が、例えば経済局面の自信に支えられ、あるいは逆に自らの階級的危機を政治、経済面での強力な政策でのいきる点でからみるならば二一三年の波動でみた条文そのものの改定を日本の政治経済の基底的

な流れとして理解することは、必らずしも現実の政治過程に対する有効な対決とはならないであらう。現在進行するところの憲法斗争にはその意味で二つの流れがあり、それはいわば当面参議員選で票を獲得することに力点をおいて議会主義的な社会党的構造改革の潮流と全学連（リ社学同）や、我々関西ブントにみられる調查会・公安条例そのものを端緒とした憲法改憲の謀粉砕斗争を強調する潮流がそれである。

以上現在の政治局面が自民党池田内閣の低姿勢と社会党の右翼的構造改革により、天下太平というよりも鋭さのない情勢としておりさらに重要な政治問題が秋の「国際収支回復」の問題、自民党の新たな政治体制とその政策にむしろしほられつゝあることをみてきた。そしてそれに反対して反政府運動側の動向といえども當面國際情勢の中心となつた米ソ原水爆実験にも強力な指導理論がです。またまさに独占本位の経済政策にもとづく労働都市への資本攻勢に対しても合理化斗争、賃上げ斗争ともに低调に終り、かゝる指導体制の混迷下にあつてそこに強烈な新勢力のおこる動きすらみられないのが現状である。まだ既制左翼グルー

では日共は民族民主の民族路線に自己発足し、社会党は安保論議の中心問題の一つとしての「指導体制」の強化は構造改革で社会党政権をとなえ労働組合の票と資金獲得及び地域後援会組織づくりに全力をそらいでいる。いうならば重大な政治的対立点へと発展すべき芽となつた「春斗」もそのために早々に切り上げてしまつた。そしてただ安保のエネルギーと憲法の形式的民主制との分析に名をかりてあゝでもないこうでもないとひねりくりまわすジャーナリスト的市民主義者の学派グループだけが勇ましく。

われわれはそのような動きとは別に、秋に予測される文教に対する反動化政策、政策立法の強化に対し、大衆運動の連続的發展の上に組織体制をまずきすぎあげることを通じて対抗する以外の途はないと思う。この様な連続のみが新たな大衆運動の昂揚をもたらし、そしてその組織的指導体制の思想に於る独占ブルジョアジーに対する非妥協こそがその昂揚を革命的となし、その過程を通じてのみ「新左翼」が生ずる。このコースこそが安保斗争をのりこえる唯

關西共產主義者同盟常任委員會

飛島 淳次郎

憲法之爭と議会主義  
卷之二

対處すへきか

一、我々が憲法斗争を語るとき、まず第一に明らかにしておかねばならないことは現在提起されている・憲法改悪の陰謀は旧来の内部操作をもつてする事実的改悪とは異なりそのような操作自身の限界性を痛感する支配階級の焦りによつて即ち日本資本主義をとりまく困難な諸情勢の確認をもつて把握される。それは何よりも日本資本主義の国際的な地位の低さ、特にEECをめぐる諸情勢によつて理解される。すなわち、米ソ二大勢力圏へのEECの切り込みそしてアメリカ帝国主義の地位の相対的低下にともなう、アメリカの世界戦略構想の再編とともに、日本独占企業の相対的弱さをかかえた上での自由化による帝国主義的価格競争を通じての市場争奪といった戦後日本帝国主義の発展段階の必然化、及びアメリカの極東政策に代る極東危機への独目的、帝国主義的対応の必要性これらは国際情勢における

ならず、過剰になりつつある商品のための市場競争は単に対米対E E C貿易のみならず、アジア地域においても販路を見出すのに激烈な競争を必然化し、かかる資本や商品の輸出は後進国諸国の政治的不安定、革命情勢によつて歎かされるといつた状態である。日本の独占資本が日本の国家体制を新たなる現代の帝国主義として再把握しようととする衝動は以上の理由により、まことに根強よいものである。そしてそれに加え、今年の参院選挙における改悪に必要な手続としての参院2-3の議員数獲得に保守連衆はこの陰謀に対してもどのように決談し、うとしているか少なくとも我々の見る限りの日本プロレタリアートの思想的動向処するのか。

二、日本プロレタリアートを先頭とする衆はこの陰謀に対してどのように決談し、うとしているか少なくとも我々の見る限りの日本プロレタリアートの思想的動向

一方に於いて指導部隊は完全に議会主義へと  
長入している。

三、では資本主義国家に於ける議会の本質とは何か、レーニンは國家と革命の中で次のよう述べてゐる「支配階級のどの成員が議会で人民を抑圧し策りんするかを數年にただ一度決めること　この点に議会制立憲国をはじめ最も民主的な共和国に於てもブルジョア議会主義の眞の本質がある」そしてレーニンはなおも続ける「どの議会主義にでもよから一督したまえ眞の「國家」活動は舞台裏でおこなわれ各省や官房や參謀本部が遂行している。議会では庶民をあざむくという特別の目的でおしゃべりをしてゐるに過ぎない」レーニンの議会に対する見解は現在の段階でも本質論としてまつたく有効である。しかしこの事から議会ナシセンスときめつける事によつて事足れりとするならば現代の具体的

作をもつてする事実的

級の焦りによつて即ち日本資本主

支那の政治と社会

てよつて理解せぬる。すなわち、

支那の政治

アメリカの世界華埠構想の再検討

化による帝国主義的侵略競争を演じ

段階の必然化、及びアメリカの極  
度の極端危機への独目的、帝国主  
義の必要性これらは國際情勢における

三才圖會

三　レーニンは國家と革命の中で次のように述べている「支配階級のどの成員が議会

三　マニフェストが日本に傳來する  
　　何か、レーニンは國家と革命の中で次のよう  
　　に述べている「支配階級のどの成員が議会  
　　で人民を抑圧し策りんするかを数年にただ一  
　　度決めること　この点に議会制立憲国を

は何か、レーニンは國家と革命の中で次のようく述べている「支配階級のどの成員が議会で人民を抑圧し策りんするかを数年にただ一度決めること この点に議会制立憲国をはじめ最も民主的な共和国に於てもブルジョア議会主義の眞の本質がある」そしてレーニン

は何か、レーニンは國家と革命の中で次のよう  
に述べてゐる「支配階級のどの成員が議會  
で人民を抑圧し策りんするかを數年にただ一  
度決めること この点に議會創立憲國を  
はじめ最も民主的な共和国に於てもブルジョ  
ア議會主義の眞の本質がある」そしてレーニ  
ンはなおも続ける「どの議會主義にでもよ  
から一督したまえ眞の「國家」活動は舞台裏

三一  
は何か、レーニンは國家と革命の中で次のよう  
に述べている「支配階級のどの成員が議会  
で人民を抑圧し策りんするかを数年にただ一  
度決めること この点に議会制立憲国を  
はじめ最も民主的な共和国に於てもブルジョ  
ア議会主義の眞の本質がある」そしてレーニ  
ンはなおも続ける「どの議会主義にでもよ  
から一督したまえ眞の「國家」活動は舞台裏  
でおこなわれ各省や官房や參謀本部が遂行し  
ている。議会では庶民をあざむくといふ特別

は何か、レーニンは國家と革命の中で次のようについて述べている「支配階級のどの成員が議会で人民を抑圧し策りんするかを数年にただ一度決める」とこの点に議会制立憲国をはじめ最も民主的な共和国に於てもブルジョア議会主義の眞の本質がある」そしてレーニンはなおも続ける「どの議会主義にでもよから一督したまえ眞の「國家」活動は舞台裏でおこなわれ各省や官房や參謀本部が遂行している。議会では庶民をあざむくという特別の目的でおしゃべりをしているに過ぎなく」「

は何か、レーニンは國家と革命の中で次のよう  
に述べている「支配階級のどの成員が議会  
で人民を抑圧し策りんするかを数年にただ一  
度決めること」この点に議会創立憲国を  
はじめ最も民主的な共和国に於てもブルジョ  
ア議会主義の眞の本質がある」そしてレーニ  
ンはなおも続ける「どの議会主義にでもよい  
から一督したまえ眞の「國家」活動は舞台裏  
でおこなわれ各省や官房や參謀本部が遂行し  
てゐる。議会では庶民をあざむくといふ特別  
の目的でおしゃべりをしてゐるに過ぎない」  
レーニンの議会に対する見解は現在の段階で  
も本質論としてまつたく有効である。しかし  
この事から議会ナシセンスときめつける事  
によつて事足れりとするならば現代の具体的

四・戦後日本に於いてはイタリ―ベルギ―等と反じく民主主義が憲法として定型化されれており議会民主主義制度が確立されてゐる。そのもとに於いてはブルジョワジーの政治的、軍事的政策は形式的にせよ議会を通過する。従つて警職法にせよ安保にせよ又政暴法にしてもそうであつたが一憲法改悪にしてもその可能性がつよい。議会の中でのとう論、決定をめぐつて斗争の山がつくられる。また反動化に対しても具体的には議会に於いて現出されるのが故にその反対斗争は議会民主主義より護の立場が支配的となりやすい。民主主義斗争が全て民主主義よう護という小ブル性的性格を強くもつのも民主主義が憲法として定型化されるが故國である。しかし現段階に於いて定型化された民主主義、すなわち憲法そのものが危機にさらされており、しかもそれが単に条文の一部が変るといった問題ではなくして日本帝国主義の新らしい質的飛やくの集中的表現としての帝国主義憲法の制定といつた形で明確にブルデヨーアシーの側からする革命として出されてゐるときに我々が單に議会で1-3を確保することを唯一の目的とすることが如何に犯罪的であり、又

護憲のスローガンが如何に現実の前で無力であるかが明らかであらう。そしてそれは戦前に於いてはワイマール憲法からヒットラーに至る過程また戦後に於いては再軍備に至る西独、そして第四共和制からドゴール憲法に至るフランスの歴史をみても明確に照應出来るのではないか。自由競争には民主主義が照應し経済の独占には政治の独占には政治の独占！寡頭制が照應するということ。いいかえるならば帝国主義と民主主義とは決定的に矛盾しているということである。そしてブルデヨアジーの側から出された体制変革帝国主義憲法制定に對して我々、反体制側が単に古い体制にしがみつくのではなく最終的な憲法斗争の局面に於いては明確な反体制側よりする体制変革のイメージの対置が必要とされるであろうことは明らかである。

五、しかしそのことは現段階に於ける憲法斗争が人民大衆の中に広くある護憲ムードや新憲法感覚とつたものに依頼して發展することを否定するものでは決してない。たゞ憲法斗争が最終的には権力の問題を抱括するような広さと深さをもつていると云うことを見ねばならないといふことである。それをふまえた上で安保斗争の総括になぞらえて憲法斗争の政治過程を考えがくとするならばこうであろう。

争は当初より対政府斗争として全国的な政治斗争として展開される条件にある。憲法斗争は国家の本質、「支配階級の意志に對決して国家権力」「最も高度に組織を得た暴力」に一歩一歩と肉迫してゆく過程としてとらえられる。

この進展の過程を対権力の問題をしよう点に現代に於ける政治斗争の発展過程として次のようにちゅう象化しうる。

① 反対意志の全国的組織化の段階、宣伝、教育を中心とした啓蒙活動から護憲的色彩の強い斗争として状態に大規模な集会街頭デモストレーションへの発展

② 議会の幻想性に對して、平和と民主主義といふより大きな幻想性そのものをかかげて全般的政治斗争が展開される対議会斗争の段階、国家権力の暴力化——大衆の暴力の暴力発生——議会の幻想性バクロ（既成左翼政党的幻想性も同時にバクロする）

③ 国家権力そのものの暴力を直接に對決する内閣打倒斗争の段階、これ以後の段階として両階級が均衡状態を続けるならば軍事的警察的個人的独裁としてのボナ・バチストの出現、あるいはかつてドイツに於てドイツ共産党の指導の無能さ故に革命情勢の下にヒットラー、台頭を評した如くそのエビゴーネン出現の可能性もきわめて強い。その炎の試練の中で統ての革命的勢力がその存在を問ふ歴史の審判を受けねばならないであろう。新左翼を自認し新左翼たらんとするすべての革命的インテリゲンチヤはその中で如何に行動するのか。彼等こそ歴史の歯車を推し進める事が出来るであらう。ともあれ、憲法斗争の現段階は①から②への過渡期として位置付けられ、学生運動はそこで漸めて重要な位置を与えられて

いる。学生運動の先駆性を確認する我々は現実に進行している資本の危機が同時に日本の大衆—我々の危機（自由をこう殺され、海外派兵を通じて戦争に引ずり込まれる危機）に連なるつておりそのような危機を主体的に受けとめ反動勢力との力関係を力で逆転するだけの体制を早急にとのえる必要がある。我々は憲法斗争を議会主義におしこめること（即ち選挙斗争におしこめ他の行動はあたかもちよう発であるかのように理解し力の対決をさける）に断固反対し、力の論理・大衆運動の展開に於ける我々のささやかなけつきがやがて学生運動の大衆的な高揚を作りそれがプロレタリアート人民のドドウのような進撃にひきつがれて行かねばならない。現実の政治過程の中でかかる事態は可能であるし、しかも人々こそその発火点をにぎつていることを確認しなければならない。そうして憲法斗争が国際的に持つ意味は帝国主義の危機の同時性—国際性を基盤として重要であり、世界のプロレタリアートの課題を結合され得る問題である。

五月三〇日を憲法改悪阻止の大衆的高揚の口火とせよ。

- 五月三〇日を憲法改悪阻止の大衆的高揚の口火とせよ！

① 新憲法は日本人民が日本帝国主義の敗戦に際して奪いとつた陣地である。そしてそれが現在ふたゝび支配階級の手によつて奪い返えされようとしている。プロレタリアート人民が権力と生産手段の奪取に成功せず、その陣地が資本主義という土台のうえに築かれたかぎり、経済の独占が復活し、発展する以上それが帝国主義へと成長し、今や日本帝国主義はこの憲法改悪をメルクマールどしながら新らしい的飛躍の段階に突入しつつある。国際市場の争奪戦が激化するて從つて階級間の激突がひんばなる戰後フランスに於いて確認することができる。そしてまた安保改定をメルマールとする日本帝国主義の現段階に於いても、法の成立から、ドゴール帝国主義憲法に至る戦後フランスに於いて確認することができる。そしてまた安保改定をメルマールとする日本帝国主義の現段階に於いても、

③ 現段階に於いて出されてきている憲法改悪の陰謀は単に戦争放棄の条項がどう改悪されるかというような問題ではなしに明確にそれは新しい帝国主義憲法の制定ということである。金融独占資本のイデオロギーはあらゆる階級を包括するイデオロギーでなければならない。そしてそれは国際主義あるいは各人の利害を観念上で克服する民族主義しかないものである。その上に立つて支配者の論理が貫徹される。それは民族とは國家であり、國家の擁護であるといふ論理をもつ。

（②）何故なら、自由競争には民主主義が照應するが、経済の独占には政治の独占リ、寡頭制が照應するからである。言いかえればこうである。帝国主義と民主主義は矛盾するからである。我々はこの命題をワイコール体制の発生と崩壊の歴史においても、再軍備した西独の戦後に、第四共和制憲

(5) 安保斗争の巨大な高揚以来二年、そ

の間学生運動も分裂と混迷を深めてきた。しかし、この京都に於いては府学連の統一はあくまで守りぬかれ、政暴法斗争、公安条例撤廃斗争を果敢に斗いぬき、全国の低

備している学生運動に常に清風を送り込んできた。現在全国の学生運動は憲法改悪を前にしてようやく統一への志向をみせだした。我々は分裂し解体した学生運動を再建してゆく斗いを憲法斗争の中で進めよう。では階級斗争の手としての憲法改悪に我々学生は如何なる形で介入してゆくのか。

(6) 公聴会阻止斗争をステップとして、それがひとつ解答である。憲法改悪の陰謀が具体的に憲法調査会として進められ、それが公聴会という形をとつて改憲の組織化、宣伝活動を押し進めていたとき、違憲公聴会を阻止するのは我々の当然の権利であり義務であり、国民として憲法に定められた正当な抵抗権の行使に他ならない、労働者階級を中心とした民主勢力が未だ憲法改悪阻止に十分取り組んでいない現段階にあつて我々がなすべきことは、学生運動の特色、その先駆性を存分に生かし早起き上りを示すことである。

我々はここで、これらの事態の正起する原因と展望を考えてみる必要がある。

二

アメリカの世界的地位の低下とEECの発展は、世界帝国主義が協力から競争への新たな段階の到来を示しており、そうした運動は必然的に日本帝国主義をもまきこむ。五十年噴よりの戦前をしぶぐ急速な発展が、自由化による裸の場における競争は、日本の産業構造の中に巨大な変化を与える。近代化の遅れた産業の低落、厖大な都市商業の困難。(すでに、それは、石油工業があらわれ、高度成長の破壊としてあらわれている)

こうした経済課題の展開は、必然的に、諸階級の動向に、大きな変化をもたらす。戦前型の低賃銀と労働強化、自己の強力な市場圏の確立を要請される大ブルジョアジー。

なによりも、自己の安定的な市場を、台灣、東南アジアに求め、自己の地位の不満を、戦後の民主体制の中で、力を増大した労働者のせいにしようとする。沿落しゆく

そしてその公聴会阻止斗争を軸としながら底麗な学友の結束を呼びかけてゆくこと

が重要なのである。我々の広島斗争はまさにかかる意義をふえたものである。

(7) 公聴会阻止を契機とするだけでも反対するというだけでなく、我々自身が自らの改悪阻止のプランに従つて行動することもまた必要なのである。京都地評も又

我々は独自的に斗争の準備をせねばならぬ。支配者階級のプラン提起をまつてそれに反対するというだけでなく、我々自身が

自民党は、総選挙の公約として、政治的に反対するというだけではなく、我々自身が自らの改悪阻止のプランに従つて行動することもまた必要なのである。京都地評も又

当日、核実験反対憲法改悪反対の行動を起すが我々はこの日を単なる選挙のカンパニヤとしてではなく阻害法公聴会阻止斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争として位置づけなければならない。

(8) 同志社に於いては三十日までに徹底的なクラス討論を起し、圧倒的字友の結果を勝ちとり憲法改悪阻止への大衆的口火とせよ

同大学友会通達(五月二八日)より引用

四月二六日、四月二七日、メーデー

社会党は、護憲運動とばかり、の議席

がくとくめざして、大童の状態であつた。パニヤとしてではなく阻害法公聴会阻止斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争として位置づけなければならない。

自民党は、総選挙の公約として、政治的に反対するというだけではなく、我々自身が自らの改悪阻止のプランに従つて行動することもまた必要なのである。京都地評も又

自民党は、総選挙の公約として、政治的に反対するというだけではなく、我々自身が自らの改悪阻止のプランに従つて行動する

争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争として位置づけなければならない。

(8) 同志社に於いては三十日までに徹底的なクラス討論を起し、圧倒的字友の結果を勝ちとり憲法改悪阻止への大衆的口火とせよ

同大学友会通達(五月二八日)より引用

四月二六日、四月二七日、メーデー

社会党は、護憲運動とばかり、の議席

がくとくめざして、大童の状態であつた。パニヤとしてではなく阻害法公聴会阻止斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争として位置づけなければならない。

自民党は、総選挙の公約として、政治的に反対するというだけではなく、我々自身が自らの改悪阻止のプランに従つて行動する

争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争として位置づけなければならない。

自民党は、総選挙の公約として、政治的に反対するというだけではなく、我々自身が自らの改悪阻止のプランに従つて行動する

争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争として位置づけなければならない。

自民党は、総選挙の公約として、政治的に反対するというだけではなく、我々自身が自らの改悪阻止のプランに従つて行動する

争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争として位置づけなければならない。

始つた憲法斗争の展開は、安保斗争の総括をめぐつて展開した情勢が、五・三〇を圧的に成功させよう

変革のエネルギーに依拠せよ。

安保斗争の総括をめぐつて展開した情勢は、次第に新しい展開をみせはじめている。

自民党は、総選挙の公約として、政治的に反対するというだけではなく、我々自身が自らの改悪阻止のプランに従つて行動する

争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争として位置づけなければならない。

社会党は、護憲運動とばかり、の議席

がくとくめざして、大童の状態であつた。パニヤとしてではなく阻害法公聴会阻止斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争として位置づけなければならない。

自民党は、総選挙の公約として、政治的に反対するというだけではなく、我々自身が自らの改悪阻止のプランに従つて行動する

争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争よりも、大巾な大衆的な効果でもつて斗争として位置づけなければならない。



目覚しいものであつた。我々はこれからも

大學管理制度改革案を粉碎し憲法改案阻止

の大衆自身の創意に依る自律的な運動を展

開する中に於てきわめて具体的に大學の自

治と學問の自由を守り抜いていく決意をか

ためていく必要がある。

②今こそ我々ははつきりと語らねばならな

い。もはや我々の前にあるのはタイハ

イでもなければ絶望でもない。多数の学反

の中で教育に対する権力支配をあくまでも

粉碎するという強い学園の自治の自覚と、

憲法斗争開始へと脈々たる動する新しいエ

ネルギーがうづまきはじめているというこ

とを。

③全ての改憲反対勢力が參議院選舉に埋没

しつつある時に於て我々学生に課せられた

任務は重大である。議議会で1-3をとる

事のみ絶対化することに我々は反対する。

1-3を確保したからとして憲法改悪の陰

謀をパクロすることができるか・改憲阻止

をすることができるか・それ以上に難事を

進行しつつある資本の危機が我々に転化さ

れようとしているとき、即ち我々の自由を

しめころし生活を圧迫しようとしている時、戎九月国会でそれが強行されるならば九月

我々は力に対しても力を逆転する

冒頭を全文ストライキでもつて斗ひぬくで

とという言葉に云いかえられた時初めて力を

もつことができるでしょう。

今日、私達は「米ソ核実験反対」「憲法改

悪反対」「日韓会談を通じて再びくり返え

されようとしている海外侵略反対」をかか

げ方勵者の皆さんとの斗いの日に参加してお

ります。私達には皆さんは訴えたいのです。

ザクデモは市民に迷惑をかける」という批

判に対しても私達は眞鍛にその是非を論じてお

ります。私達には皆さんは訴えたいのです。

その上で私達は皆さんは訴えたいのです。

「私達を批判される前になぜ世界の平和を

おびやかしていいる核実験に対して、あるいは

憲法改悪に対して積極的に意志表示なり

行動なりをなさらないでしようか」と。

最後に今後も永く続くであろう「平和と民

主主義を守る」斗いに京都市民の皆さんが

積極的に参加されるとともに私達の行動に

暖かい理解をよせて下さることをお願いいた

します。

ある斗いの日の市民向けビラより

### 改憲阻止斗争を斗う中で

#### 「新しい國家」の

##### イメージをさぐろう

しかもその時期に斗われた政防法や安保と

憲法は全然質を異にするのである。それは三

つの点についていえる。

第一は攻撃の形態である。憲法とは現社会

に存在する諸階級が、いかなる関係として政

治権力に係りあうかであり、政治権力を通し

て、その集約形態を明らかにしたものである。

日本国憲法の制定という政治事件が階級斗争

の激動の真只中で、社会としての集約を行な

う。日本国憲法の制定といふことはその集約形態

を経過せんとする今、情勢が新しい局面の

（統治形態の変更）要請されているといふこ

とである。いはばそれは旧国家（日本国憲法）

か新國家（改正憲法）かという問題を提出す

るものとなるのである。

第二に安保改定が日本資本主義の膨脹と発

展の側面を代表し、その帝国主義世界内部に

おける日帝の力関係の増大をめざしてかけら

れた攻撃であったとするならば改憲は逆にそ

の膨脹が必然的にたらす危機の側面を代表

するものである。即ち、EECの発展アメリ

カ帝国主義の地位の低下という形での新しい

段階、これまでの協力の段階から、諸帝国主

義の斗争が正面にでてくる段階において日本

という方向の追求こそが重要であると考え  
る。他ならぬ大衆運動の爆発の中からそれを  
果して行かねばならない。

同志社大学に於いて六・一四に各学部学生

大会を圧倒的に成功させ、六・一五の完全

授業放棄を決議し、ビケを持つて完全にそ

れを執行することができたことは大きな意

義をもつてゐる。我々はこれを自治の觀

点から、即ち学生大会こそは学生の最高決

議機關であるという点に於て、したがつて

全学生はそれに従う義務を負い、自治委員

会はそれを執行する義務を負うといった相

互の連関性に於てとらえるならばこの六・

一五斗争を我々の自治組織が強化され、憲

法斗争の火ぶたを切つたと言う意味で評価

する必要があるであろう。

④以上我々は六・一五斗争の偉大な意義を

ふまたた上に、なおも権力への肉迫をやめ

ることはできない。今月の二十二日に中教

番は大學管理制度改悪への最終的答申を出

す。これに対する我々の解答は二十一日を

大規模な集会とデモをもつて答える以外に

ない。

戎九月国会でそれが強行されるならば九月

冒頭を全文ストライキでもつて斗ひぬくで

その底にあるのは一つの共通点、それを私達

は知つています。政治に対する沈黙少くと

も非行動性、お上にさからうのはよくない」

といふ卑俗な言葉で表現された日本人の伝統、

宣讀と批判、好意とバトウー私達の運動に

対してなげかけられたさまざまの言葉、だが

その底にあるのは一つの共通点、それを私達

は知つています。政治に対する沈黙少くと

も非行動性、お上にさからうのはよくない」

といふ卑俗な言葉で表現された日本人の伝統、

宣讀と批判、好意とバトウー私達の運動に

対してなげかけられた市民の沈黙と非行動性

「二度と非劇をくり返えしてはならない」と

いう誓いは「二度と沈黙を守つてはならない」

いう誓いは「二度と沈黙を守つてはならない」

京都市民の皆さんへ

同大学友会道連（六・一五）より引用

らないということである。

そうした過程の展開は必然的に日本における伝統的な低賃金構造の維持とソシアルダンピング、東南アジアの安定市場確保と要請をブルジョアジーにつきつける。しかもその諸政策の実施は労働者階級からのはげしい反撃を招集し、その労使の動向に規制されたプチブルの発言の増大を含めて一つの重大な社会不安をみちびき出す。その過程は、もし成功しなければ資本主義の全面的敗北という意味での資本主義体制の危機をも表示しているのである。かかる危機と階級対立の激化の対応策として「新しい国家」への移行によつて再集約しようとして提出されるのである。それは五八年において帝国主義の危機がドゴールの登場と第五共和国への転化によつてきりぬけたと同様の意図をもつて「改憲」はなされるのである。

斗いの背景に巨大な社会的危機が存在しかしも斗いが独占資本の側からの「新しい國家」の提案をめぐつて斗われる限りその斗いの内在的論理はブルジョアジーの側に必然的にプロレタリアートの要求する「新しい国家」の問題を提起せずにはおかないと。しかもそれほどの高揚を招来する斗いに於事のみでなく既製の陣地を一切奪われるこそ意味する。それは一八五六六年六月の仏トのそれへの屈服は条文がかわつたといふよりも明らかである。だからプロレタリアートが一層の災禍と抑圧をさけようとするならば、この「新しい国家」体制の粉碎とは何を意味するのであらうか「旧國家」つまり現行の日本国憲法の下においては社会を一つの有機体として持続することが出来ない時点において「新國家」が出される。だから「憲法完全実施」や「憲法ヨーロッパ」なるスローガンは二つの選択において、明確に旧國家を志向するものとなるのである。だが戦後の歴史は日本国憲法が保障する諸法規に対してプロレタリアートがたえず反抗を展開した歴史でありブルジョアジーがいま改憲を提起するのはそれを抑えこむの必

に現行憲法をのりこえる必要があるので。このことは既に基本的な両階級が、日本国憲法を拒否していることを意味する。前

のスロー・ガン提唱者は、現行の支配形態とは別に、日本国憲法の「理念」なるものがちうにういて存在する珍妙な考え方をまさかもつてしないとするならば彼らのイデオロギーの指針は進歩と全く逆の方同をむいているのである。

そして「新國家」と「旧國家」の対立は必然的に「新國家」の勝利に終ることも歴史的に明らかである。

が「現実」に転化するためには労働者階級が政治の主人公になつているという明確な状態をつくりあげねばならないのである。「新しい国家」のイメージは斗いの中から生れるし斗いの中からしか生れえない。労働者階級が政治の中心になるということは具体的な現実において改憲阻止斗争の中で実現されよう。そしてその中でつくり出されるプロレタリアートと他の階級の相互関係はそれが我々の「より新しい国家」のイメージなるものである。

だからわれわれは今だれかの頭の中にあるちゅう象的「理念」を「社会主義憲法」や「人民憲法」やはては「憲法完全実施」なる形で上から与えこむではなく、労働者階級の現実の意識の統一 $\wedge$ 改憲阻止 $\wedge$ において偉大な反権力斗争を組織しそこでその意識の弁証法的発展の結果としての新國家」のイメージをつくり上げることが必要なのである。

クラスの斗いの中核、憲法研究会こそはそれである。

### 三、大学管理制度改悪反対

大学管理強化反対に起て、六・一五を斗う日とせよ！

池田首相の参院選舉に際しての発言に見られる如く、支配者階級は「今の教育は、革命の手段につかわれている」と蒙語し、教育に対する権力支配の方針、なんなく大學の自治に対するは極力これをおさえ、文部省による直接支配をはつきりと試向している。

教育は、社会の将来を規制する決定的な口を持つてゐる。従つて教育行政も極めて重要な意義をもつ、戦後の歴史の過程を見ると、教育一般の民主化、具体的には、一、教科書の国定の廢止、二、公選制教育委員会による教育行政、三、教員養成機関の新制大学制度への編入、四、大學の自治の確立。が行なわれたのであつたが、今までに、日本ブルジョアジーは、間断なき

権力者の側からの圧力が再び始められようとしている。その意図の本質を知るならば、次になすべきものは、我々一人一人の確固たる意志表示に他ならないであろう。

(同志社大 六・一四斗争に向けての

ビラ)

教育に対する権力支配を許すな  
六・一四斗争をステップとして九月冒頭をゼネストで

教育二法、勤評、道徳教育法いわゆる教育の反動化が政府の一貫した政策として、陰に陽に進められているが、今まで正面きつて、極めて高姿勢の形で大學管理制度改悪問題が教育への國家権力の介入を意図して打ち出されてきている。一方に於て、我々と進む憲法改悪の陰謀と相まって、我々の自由を制限し、大學の自治をおびやかす権力の魔手は、ひしひしと我々の周囲をとりまきつつある。

かかる現状をみると我々は、今こそ権力をの意図を阻み、学問の自由と学園の自治を守り、教育を真に我々のものとするため

攻撃一即ち一、教育二法改悪による教育の政治活動の一切の禁止、二、勤務評定による校長の教員管理、三、教育委員の公選制から任命制への移行、四、道徳教育、カリ

最近は、最後に残つた大學教育の中央集権化を目指してゐる。  
これは、現在までにすでに、高等専門学校の設立を行い（これは地方大学の縮少と並行することになる）、更に、工業教員養成所の設立、又産業協同（資本の大学に対する発展権の拡大）等が進められてきた。  
憲法改悪という統治形態の一大変革を目指しつつ支配者階級は、高姿勢へと転じて、指し

る大學制度改悪と、大學の自治を守る必要がある。  
戦前、戦中の暗黒時代に於いて圧迫され、ゆがめられて来た「学問の自由」「学園の自由」が、戦後たゞまぬ努力によつて勝ち取られたが、教育面においてもその攻撃を明白にいるが、教育面においてもその攻撃を明白に

にしつつある。

五一年のレンドバージに、アメリカ及び日本支配者が、教育の攻撃の目標を定めたとき、全連は、全国的な斗争を展開していく。共产党からのマトリックストーと云うヒボウ、チューイショウにもかかわらず戦斗的に斗つて、これを阻止した。

現在、われわれも、全国の学友とともに立ち上つて、このような政府の方向に對して、

弾圧たる反対の意志表示を示しつつ前進しよう。（京大、教養自治会斗争委員会ビル）

「学問の自由、学園の自治」

を犯す者は誰か！

「如何なる思想、信条を持つことも自由であるし、我々はこの大前提を抜きにして学問の自由を考えることはできない。時の権力や社会的圧力に坑しても、事実は事実として進んで、おそらく九月の国会に於て、大學院、生協、そして学友会と五者一体となつた共斗体勢を早急に作り上げる必要がある。

に対する我々の解説は今から既に準備されている。六・一五を午後授業放棄で斗つた我々

は、九月冒頭そのような事態となるならば然として、全学ゼネストをもつて斗うであらう。

授業は完全に行なわれないであろうし、生徒は、その営業を行わないであろう。そして

大學は、完全にその通常の機能を停止し、全字を擧げて学園の自治と学問の自由の為に斗いぬくであろう。それ以外に、権力に對する

貽動はじめた新しい無限のエネルギーの存在を我々は見ることが出来た。そのエネルギーを、我々は再び、この二日に結集しなければならない。ようやくにして同志社大学の教授会も、その重い腰を上げざるを得なかつたの結起があつたればこそである。

憲法改悪を阻止しよう！

六・二一行動に参加しよう！  
(同志社友会通達 六・二一に向けて)

## ② 教授会の権限と評議会の副設

### ③ 学生補導体制の問題

## 教育の権力支配をめぐる大学 管理制度改悪粉碎！

我々、京大主流派は斗いのスローガンの一つとして、大学の行政管理制度反対のスローガンを高く掲げる。

戦後一貫として教育界に対し、組織的、系統的な反動攻勢は展開され、具体的には教育二法、動評等を経過するなかで、小・中高校の行政権は次第に中央集権化された。

資本家のあくなき要求は常に、彼らに都合のよい有能な高級技術家を膨大な量で生産しようとして、大学の自治の自由々に対しても容しやのない攻撃を展開する。

二十六日の「朝日新聞」「読売新聞」に掲載された池田首相・荒木文相の発言にみられるように、彼らは、責任の所在が不明確とか、一貫性のない体制等々を宣伝することにより

### ① 総長の任命制（文部大臣による）

(一) 参議院選挙について我々の原則

政治は経済の「集中的表現」ということばをまつまでもなく、帝国主義現代のダイナミズムは、政治のダイナミズムとして表現され、政治は人間の社会的活動のためで大きな部分の集約である。この人間の社会的活動としての政治が特殊に意味をもつのは、たんに経済の集中的表現だけでなく、人間のイデオロギー活動の所産を含むからである。従つて、政治とはあらゆる階級斗争の主体を包括する。

階級社会に於ける国家はまさしく「共同利害の幻惑性」の反映である。この国家に於ける議会は、特定の歴史的状況にもとづく階級斗争の産物である。我々のプロレタリアートの特殊利害を共同利害の幻惑性に対置し、階級斗争の展開の中から、特殊利害の体現者としての自己権力を生み出すことで

② 学園の自治も踏みにじられた。  
又、戦後に於ても、学生運動の復興は大学の自治の獲得を要求する中で成し遂げられ、反イールズ斗争、レッド、ページの中で、全権を中央集権化しようとしている。

こういった国家権力による教育界の再組織は現在、具体的に日程にのぼつていて。

即ち、六月中旬、中央教育審議会（文部省の諮問機関）の答申案が提出され、更に

池田首相は、国立大学、公立大学総長、学

長と具体的には行政管理について話し合うために会見しようとしている。

我々京大主流派は、こう云つた時点にあ

つて断呼として大学行政管理の陰謀に反撃の一ヶキを加えなければならないと主張す

る。

大学の行政管理の改正は教授会の権限の

令を拒否しては退官を余儀なくさせた教授

会の態度を徹底的に支えたのは、それによ

り、大学の天下り式的任命等にみられる

ように、明らかに大学の自治をはかいるものである。

戦前、沢柳事件の時沢柳総長の反動的指

令を拒否しては退官を余儀なくさせた教授

会の態度を徹底的に支えたのは、それによ

り、大学の天下り式的任命等にみられる

ように、明らかに大学の自治をはかいるものである。

また滝川事件の時に於ては政府の反動に抗

するものである。

日本帝国主義の攻撃は、新しい情勢の到来

の中で、極めて集約性の強度な問題を課題と

して新しい国家秩序体制の確立＝憲法改悪を

意図すると同時に、日々進行する諸反動攻勢

こうゆう状況の中で、我々は、集約性の強い

改憲問題のもつ意味を全面的にバクロする

同時に、それとは相対的に分離した斗いとし

て諸反動攻撃に對し斗いを組ねばならない

日本帝國主義の攻撃は、新しい情勢の到来

の中で、極めて集約性の強度な問題を課題と

して新しい国家秩序体制の確立＝憲法改悪を

④ 学園の自治も踏みにじられた。

又、戦後に於ても、学生運動の復興は大学の自治の獲得を要求する中で成し遂げられ、

反イールズ斗争、レッド、ページの中で、全

学連の斗いは、大学の自治、学問の自由を具

体的に保障していつた。

我々京大主流派は、学生運動と大学の自治の問題は一本の軸でつながつた両輪の如き関係にあり、大学の自治のないところに学生運動はなく、学生運動のないところ、大学の自

治を勝ちとることはできないことを強く宣言する。

日本帝國主義の攻撃は、新しい情勢の到来

の中で、極めて集約性の強度な問題を課題と

して新しい国家秩序体制の確立＝憲法改悪を

意図すると同時に、日々進行する諸反動攻勢

こうゆう状況の中で、我々は、集約性の強い

改憲問題のもつ意味を全面的にバクロする

同時に、それとは相対的に分離した斗いとし

て諸反動攻撃に對し斗いを組ねばならない

日本帝國主義の攻撃は、新しい情勢の到来

の中で、極めて集約性の強度な問題を課題と

して新しい国家秩序体制の確立＝憲法改悪を

秩序の高揚、教育秩序正常化」や治安立法の宣伝を行う態勢をみせてはいる。これは社会党が三分の一を確保できないたもしれないと、いう現実可能性を考えながら、ひたすらに改憲問題を政治過程の問題とすることをさけ、逆に改憲が政治過程の問題に入つた際のデマゴークとしてのナショナリズムや共同体意識のうえつけというイデオロギー戦としてとりくもうとしていることにはかならない。

一方社会党は護憲（三分の一確保）をテ

ーマとしながら①物価政策②所得格差是正のための経済③テロ規制、汚職買収締④日中日ソ問題、安保解消といったストローガンを中心としている。共産党は安保体制打破を基本方針として池田内閣の対米追隨政策批判、護憲、日中日ソ問題、そして議会での安定した民王勢力という役割での選挙を位置づけようとしている。これら既成左翼にあつては、議会の役割そのものの自己目的化というナンセンスがあるうえに、情勢と諸階級の動向と当面の政治課題との結合を政治のダイナミズムの問題として考へるのでなく、ラ別的にストローガンを考へているにすぎない。従つて改憲問題は

議席問題は議席確保の問題か、せいぜい一つの宣伝を行つたもしかなりのものである。

しかとらえられないものである。

に存在する場合は、支持することを惜しまないであろう。

今日、選挙斗争といわれるものは政党目の運動とはべつに、総評民同、あるいは全労幹部の路線として、労働組合内部にきわめて卑俗なたちで、政治の問題を混入させている。即ち、職場における政党活動を通ずるのではなく、支持団体といたるスタイルで、きわめて売名的に候補者問題がもちこまれ、ボスター貼りや演説会に労働者が動員され、労働者の斗争としてではなく圧力団体の斗争に終つてはいる。したがつて選挙期間、およびその準備期間、斗争は休止されるのである。これに反してわれわれは労働者斗争のさなかに選挙をもちこむことは原則であり、またそのような方法でしかでは、議席の獲得、拡大によつて改憲が実質的に阻止され、民主勢力が前進するという評価は

絶対にわれわれの排するといふ評価は絶対にわれわれの排するところのものである。以上の視点にたつてわれわれは参院選挙にあつても、精力的な斗争の提起を行い、実質的な改憲阻止を実質的な問題として提起するであろう。

（共産主義十号、園田論文より抜スイ）

しかししながらおそらく現実の過程では以上の視角から、自民党や民社党的デマゴークを打破り、斗争の視角を提起、既成左翼やその他の閉鎖的二流フランクションにたいする批判を一般的政治宣伝として行うにとどまるだろう。プロレタリアートの危機は、我々の政治的力量をそ程度において反映しているのである。題は、もしもそれが破られるならば自民党的手綱を握る

トの階級的力量を、いついかなるときでも

たかめる・いすなわち、斗争の視角から以

上のわれわれの問題提起にたいして、同一

の基準をもちうる政治組織、候補者が現実

